

## 政策 4 - 4

### 1. 政策名

効率的で有効性の高い監督行政の実施

### 2. 政策の目標

(目標)

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、オフサイト・モニタリングにより、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、モニタリングの対象先の拡大やモニタリングシステムの整備を行う。

(業績指標) モニタリング対象先の拡大状況  
報告計数にかかる分析等の実施状況  
モニタリングシステムの整備状況

(説明)

監督当局としては、検査と検査の間においても金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握しています。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促しています。

オフサイト・モニタリングを行うに当たっては、コンピューター・システムの開発・導入により金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うことが極めて有効です。

このため、平成 13 事務年度においては、上記の各業績指標に関し、オフサイト・モニタリングの対象先の拡大を図ること、さまざまなリスク要因の分析を踏まえたタイムリーなモニタリングを行うこと、対象全業態に関するモニタリング業務の更なる整備・高度化を図ることに取り組むこととしました。

### 3. 現状分析及び外部要因

オフサイト・モニタリングの必要性については、平成 10 年、金融再生トータルプラン第 2 次取りまとめや、緊急経済対策等において指摘されており、国際的にも、バーゼル銀行監督委員会が平成 9 年 9 月にまとめた「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原

則（バーゼル・コア・プリンシプル）」においても提唱されてきました。

金融庁では、平成 11 年度より、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングの強化に努めているところであり、これらリスク情報をも含め、金融機関の健全性の状況について継続的・定量的に把握しています。

なお、将来的にも、例えば、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本に関する新しいバーゼル合意」により、平成 18 年（2006 年）から、銀行の自己資本の水準を計測するに当たり、新たなリスク管理手法が導入されること等を踏まえて、モニタリング体制の整備・拡張を行っていく必要があります。

#### （参考）

- ・ 金融再生トータルプラン（第 2 次とりまとめ、平成 10 年 7 月 2 日）抜粋  
「検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表の継続的な分析などのモニタリングを行い、このために必要なコンピューターシステムの整備を図る」
- ・ 緊急経済対策（平成 10 年 11 月 16 日）抜粋  
「金融機関に対し実効性ある監督を行っていくため、（中略）金融機関の財務状況等の継続的把握のためのコンピューターシステムの開発（中略）を図るとともに、（中略）金融機関の財務状況等の把握のための体制整備を図る」
- ・ バーゼル・コア・プリンシプル（平成 9 年 9 月）抜粋  
「実効的な銀行監督システムは、何らかの形態のオンサイト及びオフサイトの双方によって構成されるべきである」

## 4．事務運営についての報告及び評価

### （1）事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

#### モニタリング対象先の拡大状況

現在、各金融機関から報告を求めている情報については、各期における決算状況等の財務会計情報と、市場リスク、流動性リスク、信用リスクといった各種のリスク情報との 2 種類に分けることができます。

このうち、まず財務会計情報については、従来から銀行法 24 条等に基づいて各金融機関から書面での報告を求めていたところですが、こうした情報について逐次電子・データベース化を進めてきたところであり、各金融機関の財務会計情報については、平成 13 事務年度現在、銀行、信用金庫、信用組合、生命保険、損害保険の各業態についてデータベース化が行われています。

【 資料 4 - 4 - 1 財務会計情報に係るデータベース化の状況（決算状況表） 】

	データベース化時点
銀行	昭和 62 年 9 月期
信用金庫	平成 11 年 3 月期
信用組合	平成 13 年 3 月期
生保会社	平成 10 年 3 月期
損保会社	平成 10 年 3 月期

（注）データベース化時点は、当該期よりデータがシステムに登録されていることを表す。

また、金融庁では、従来から徴求している金融機関の財務会計情報に加え、各種のリスク情報についても、週次・月次あるいは四半期毎等で各金融機関から報告を求めています。これらの情報については、平成 11 事務年度における全国銀行、協同組織金融機関の中央機関をはじめとして、平成 12 事務年度には、信用金庫、信用組合、及び保険会社を対象とし、さらに、平成 13 事務年度においては、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び証券会社を対象としたところであり、全業態で合計 1,256 先の金融機関をカバーしています。

【 資料 4 - 4 - 2 モニタリング対象先の拡大状況 】

	報告徴求開始時点	対象機関数
都市銀行	11 年 6 月末	7
信託銀行	11 年 6 月末	5
長期信用銀行	11 年 6 月末	2
協同組織金融機関の中央機関	11 年 6 月末	4
地方銀行	11 年 6 月末	64
第二地方銀行	11 年 6 月末	54
子会社信託	12 年 9 月末	15
外銀信託	12 年 9 月末	9
その他銀行	12 年 9 月末	4
信用金庫	12 年 9 月末	341
信用組合	12 年 9 月末	196
外国銀行在日支店	13 年 4 月末	72
生命保険会社	13 年 4 月末	42
損害保険会社	13 年 4 月末	54
労働金庫	13 年 12 月末	21
信用農業協同組合連合会	13 年 12 月末	46
信用漁業協同組合連合会	13 年 12 月末	33
証券会社	14 年 4 月末	287

- （注）1．協同組織金融機関の中央機関は、しんきん中金、全信組連、労金連、農林中金を表す。  
 2．その他銀行は、ネット銀行等を表す。  
 3．金融機関数は 14 年 8 月時点（破綻、廃業分を除く）。

## 報告計数にかかる分析等の実施状況

オフサイト・モニタリングを行うに当たっては、自己資本比率等の財務情報のみならず、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の各種のリスク情報をも踏まえつつ、各金融機関の健全性について総合的かつタイムリーな分析を行う必要があります。

この点について、平成 13 事務年度の主な取組みは以下の通りです。

### イ．市場リスク

株式市場の低迷が続く中、株価の変動により金融機関の保有する金融商品の時価が変動するリスクについて、決算期のみならず必要に応じてより緊密なモニタリングを行う等、市場リスク要因の変動が金融機関の経営に与える影響等を把握しました。

### ロ．流動性リスク

平成 14 年 2 月 27 日に公表された「早急に取り組むデフレ対応策」において、「ペイオフ実施前後における預金シフト等の動向を的確に把握するため、流動性リスクに関するモニタリング体制を強化する。」こととされていることを受け、状況に応じ、より頻度の高いモニタリングを行い、各金融機関の預金や流動性確保の状況等を把握しました。

### ハ．信用リスク

企業の倒産件数は、14 年 8 月の 1 か月で 1,578 件となるなど、依然高水準となっていますが、こうした中、銀行の大口融資等の与信情報についても最新の情報を踏まえたモニタリングを行うことにより、取引先の倒産による債務不履行が金融機関の経営に与える影響等を把握しました。

(注) リスク情報に係る主要な分析指標は、【資料 4 - 4 - 3 オフサイト・モニタリングにおける主要指標(銀行)】を参照。

こうしたオフサイト・モニタリングの分析結果については、主要行・地域銀行(132 行)、信用金庫(341 金庫)、信用組合(196 組合)等に対し、月次または四半期毎等の定期的な頻度で還元資料としてフィードバックを行いました。また、各金融機関に係る分析結果を踏まえつつ、各金融機関に対して収益性の改善や健全性の確保に向けた自主的な取組みを促す観点から、業務再構築のためのヒアリング等を実施しています。

なお、各金融機関に対しては、従来からリスク管理態勢等に関するヒアリングを実施していますが、こうしたヒアリングにおいても、オフサイト・モニタリングで把握したリスク情報等を踏まえつつ実施し、必要に応じて、各金融機関が抱える個々のリスクの発生要因やその対応策等について、追加的な報告を求める等の対応を行っています。

【資料4-4-3 オフサイト・モニタリングにおける主要指標（銀行）】

リスクデータの表題		提出頻度	主要指標
市場 リス ク	トレーディング勘定市場関連リスク	週	デルタ・ポジション、VaR
	バンキング勘定市場関連リスク	月	デルタ・ポジション、VaR
	投資有価証券内訳	月	時価評価ポジション、等価ポジション
	バンキング勘定市場リスク	月	金利リスクのギャップ、期前解約率
	市場取引信用リスク		
	(1) 個別リスク	四半期	金利関連個別リスク、株式関連個別リスク
	(2) 信用リスク相当額	半期	クレジットポージャー（グロス、ネット）
流 動 性 リ ス ク	銀行業務調達・運用	月	コア預金のポジション比率、ホットマネー比率
	市場取引調達・運用		
	(1) 円貨による市場取引調達・運用	月	円資金調達期間構成
	(2) 外貨による市場取引調達	週	ドル資金調達期間構成
	期間別決済金額	月	決済金額比、決済予定金額
	大口調達先 20 社	月	
流動性準備	月		
信 用 リ ス ク	業務別信用リスク指標一覧表		
	(1) 業種・格付別基本情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率
	(2) 全業種格付トータル	四半期	クレジットリパティブ額、流動化額、信用 VaR
	貸付上位 20 社一覧表	四半期	
	個人与信情報[貸付種類別]	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、信用 VaR
	海外与信情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、クレジットリパティブ額、流動化額、信用 VaR

検査・監督部門の連携

オフサイト・モニタリングにより把握された情報に関しては、検査部門において、これを踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしています。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は、オフサイト・モニタリングを行う監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かしています。

モニタリングシステムの整備状況

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なモニタリング業務を行うため

には、報告・分析の対象となる情報処理をコンピューター・システムで行うことが不可欠です。

金融機関の財務会計情報については、前述の通り、決算状況等に係る情報の書面での徴求等を実施してきましたが、こうした情報については各金融機関から電子媒体による報告徴求を行うとともに、これらの報告計数をデータベース化し、分析するためのシステム構築を逐次行ってきています。平成 13 事務年度においては、信用金庫・信用組合の決算状況及び経営実態に係る報告について、各機関から電子媒体で提出される情報に関するシステムへの入力方式を改良しました。

一方、リスク情報に関するオフサイト・モニタリング・システムについては、平成 13 事務年度においては、対象業態すべてのデータの登録・検索が可能となっています。

なお、これまでデータの登録・検索機能に係る開発が中心となっていましたが、当該機能の開発が一通り完了したことから、今後は、財務会計情報及びリスク情報の総合的な分析支援機能についても推進することとしています。具体的には、平成 14 年 4 月までに、保険会社及び対象機関数の多い信用金庫・信用組合分の機能開発が完成したところであり、今後、銀行、証券会社等についても、順次拡充を図っていくことにしています。

#### 【 資料 4 - 4 - 4 モニタリングシステムの整備状況 】

	システム導入	
	登録・検索	分析支援
都市銀行	11 年 10 月	-
信託銀行	11 年 10 月	-
長期信用銀行	11 年 10 月	-
協同組織金融機関の中央機関	11 年 10 月	-
地方銀行	11 年 10 月	-
第二地方銀行	11 年 10 月	-
子会社信託	12 年 9 月	-
外銀信託	12 年 9 月	-
その他銀行	12 年 9 月	-
信用金庫	13 年 4 月	14 年 4 月
信用組合	13 年 4 月	14 年 4 月
外国銀行在日支店	13 年 6 月	-
生命保険会社	14 年 4 月	14 年 4 月
損害保険会社	14 年 4 月	14 年 4 月
労働金庫	14 年 4 月	-
信用農業協同組合連合会	14 年 4 月	-
信用漁業協同組合連合会	14 年 4 月	-
証券会社	14 年 4 月	-

(注) 1. 協同組織金融機関の中央機関は、しんきん中金、全信組連、労金連、農林中金を表す。

2. その他銀行は、ネット銀行等を表す。

その他

イ．財務局等への展開

平成 13 年 11 月より、財務局等とネットワーク化されたことにより、金融庁のみならず、各財務局等で、直接、管轄金融機関のデータについて分析等を行うことが可能となっています。

ロ．その他の体制整備

上記に加え、金融工学等を駆使した分析手法の更なる高度化、また、個々の監督上の要請を的確に反映させた実用的なシステムの設計・開発等を行うべく、金融機関のリスク管理及びシステム開発・管理のエキスパートを登用しています。

( 2 ) 評価

オフサイト・モニタリング業務においては、従来の財務会計情報に加え、リスク情報の徴求・分析が全業態について可能となる等の進展が見られています。また、これらの情報の分析結果の金融機関への還元及びヒアリング等を通じて、金融機関の経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促すための働きかけが、監督行政上定着しています。

平成 13 事務年度においては、システム面でも、リスク情報の分析が全業態 1,256 先について可能となったほか、各金融機関から電子媒体で提出される情報について、入力機能の改善等が図られ、よりタイムリーなデータ入力及び活用が可能となりました。

上記を踏まえると、監督業務の効率化や有効性の向上が進んでいるものと考えます。

## 5．今後の課題

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要であると考えられます。

また、限られた人員・予算の下で、モニタリング業務の多様化、高度化に迅速に対応していくためには、金融機関からの報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠です。

財務会計情報に係るシステムについては、平成 13 事務年度において、信用金庫、信用組合の決算状況等に係る情報について、データ入力機能の改善が図られました。今後も、こうしたシステム整備を銀行等の他業態について拡充していく必要があります。また、リスク情報の分析資料作成機能については、順次システム化を進めていく必要があります。

こうしたシステム整備のため、平成 15 年度予算について概算要求を行いました。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現在の厳しい経済情勢や流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後も、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要と考えます。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、モニタリング対象先の拡大状況、報告計数にかかる分析等の実施状況、モニタリングシステムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 財務会計情報に係るデータベース化の状況（決算状況表）
- ・ モニタリング対象先の拡大状況
- ・ モニタリングシステムの整備状況
- ・ オフサイト・モニタリングにおける主要指標（銀行）

## **9．担当部局**

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課  
総務企画局総務課情報管理官室